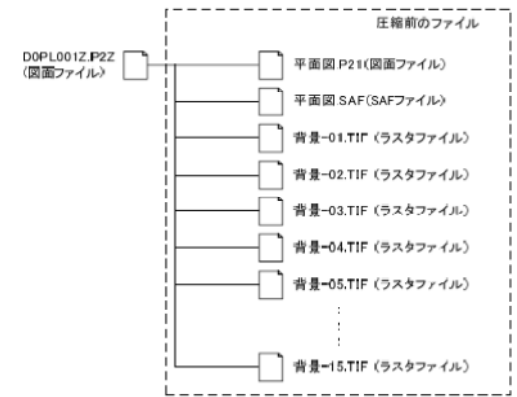


「北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【業務編】」の新旧対比表

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	項	内容	項	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
年月	表紙	平成26年7月 第4版	表紙	平成28年9月 第5版	・改定版発行の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1-4-1 各事業の要領・基準等の体系	2	表 1-1 各事業の業務に関する要領・基準・ガイドライン(案)等	2	表 1-1 各事業の業務に関する要領・基準・ガイドライン等	・最新の要領基準等に変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本書での 略称</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">国土交通省</th> <th colspan="2">農林水産省</th> </tr> <tr> <th>河 道 公</th> <th>港 湾 電 通</th> <th>機 械 整 備</th> <th>農 業</th> <th>農 業 機 械</th> <th>農 業 機 械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">納品要領</td> <td>土木設計業務等の電子納品要領(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築設計業務等の電子納品要領(案)</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>地質・土質調査成果電子納品要領(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">CAD基準</td> <td>CAD製図基準</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準 電気通信設備編</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準 機械設備工事編</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築工事設計書作成基準</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築設備工事設計書作成基準</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">デジタル専業基準</td> <td>電子化図面データの作成要領(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 建築設備工事編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 地質・土質調査編</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">納品運用ガイドライン</td> <td>電子納品運用ガイドライン(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案) 電気通信設備編</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案) 機械設備工事編</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案) 建築設備工事編</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案) 地質・土質調査編</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案) 測量編</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ Ver.1</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案) 測量編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">CADガイドライン</td> <td>CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 電気通信設備編</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 機械設備工事編</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 建築設備工事編</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成運用ガイドライン(案) 電気通信設備編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成運用ガイドライン(案) 機械設備工事編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	本書での 略称	名称	国土交通省				農林水産省		河 道 公	港 湾 電 通	機 械 整 備	農 業	農 業 機 械	農 業 機 械	納品要領	土木設計業務等の電子納品要領(案)	○	○					土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編		○	○				土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編			○				建築設計業務等の電子納品要領(案)			○				地質・土質調査成果電子納品要領(案)	○	○	○	○			CAD基準	CAD製図基準	○	○					CAD製図基準 電気通信設備編		○	○				CAD製図基準 機械設備工事編			○				建築工事設計書作成基準			○				建築設備工事設計書作成基準			○				デジタル専業基準	電子化図面データの作成要領(案)	○	○	○	○	○	○	電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編(農水省版)					○		電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編(農水省版)					○		電子化図面データの作成要領(案) 建築設備工事編(農水省版)					○		電子化図面データの作成要領(案) 地質・土質調査編	○	○	○	○			納品運用ガイドライン	電子納品運用ガイドライン(案)	○	○	○	○	○	○	電子納品運用ガイドライン(案) 電気通信設備編					○		電子納品運用ガイドライン(案) 機械設備工事編					○		電子納品運用ガイドライン(案) 建築設備工事編					○		電子納品運用ガイドライン(案) 地質・土質調査編	○	○	○	○			電子納品運用ガイドライン(案) 測量編	○	○	○	○			機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)	○	○					道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ(案)	○	○					道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ Ver.1	○	○					電子納品運用ガイドライン(案) 測量編(農水省版)					○		CADガイドライン	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 電気通信設備編					○		CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 機械設備工事編					○		CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 建築設備工事編					○		電子化図面データの作成運用ガイドライン(案) 電気通信設備編(農水省版)					○		電子化図面データの作成運用ガイドライン(案) 機械設備工事編(農水省版)					○			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本書での 略称</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">国土交通省</th> <th colspan="2">農林水産省</th> </tr> <tr> <th>河 道 公</th> <th>港 湾 電 通</th> <th>機 械 整 備</th> <th>農 業</th> <th>農 業 機 械</th> <th>農 業 機 械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">納品要領</td> <td>土木設計業務等の電子納品要領</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築設計業務等の電子納品要領</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>地質・土質調査成果電子納品要領(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">CAD基準</td> <td>CAD製図基準</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準 電気通信設備編</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準 機械設備工事編</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築工事設計書作成基準</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築設備工事設計書作成基準</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">デジタル専業基準</td> <td>電子化図面データの作成要領(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 建築設備工事編(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成要領(案) 地質・土質調査編</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">納品運用ガイドライン</td> <td>電子納品運用ガイドライン【業務編】</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(資料編)</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(資料編)</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン【電気通信設備編】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン【機械設備工事編】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ(案)</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ Ver.1</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">CADガイドライン</td> <td>CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準に関する運用ガイドライン【機械設備工事編】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>CAD製図基準に関する運用ガイドライン【建築設備工事編】</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成運用ガイドライン(案)【電気通信設備編】(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td>電子化図面データの作成運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】(農水省版)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	本書での 略称	名称	国土交通省				農林水産省		河 道 公	港 湾 電 通	機 械 整 備	農 業	農 業 機 械	農 業 機 械	納品要領	土木設計業務等の電子納品要領	○	○					土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編		○	○				土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編			○				建築設計業務等の電子納品要領			○				地質・土質調査成果電子納品要領(案)	○	○	○	○			CAD基準	CAD製図基準	○	○					CAD製図基準 電気通信設備編		○	○				CAD製図基準 機械設備工事編			○				建築工事設計書作成基準			○				建築設備工事設計書作成基準			○				デジタル専業基準	電子化図面データの作成要領(案)	○	○	○	○	○	○	電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編(農水省版)					○		電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編(農水省版)					○		電子化図面データの作成要領(案) 建築設備工事編(農水省版)					○		電子化図面データの作成要領(案) 地質・土質調査編	○	○	○	○			納品運用ガイドライン	電子納品運用ガイドライン【業務編】	○	○	○	○	○	○	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(資料編)	○						地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(資料編)	○						電子納品運用ガイドライン【電気通信設備編】					○		電子納品運用ガイドライン【機械設備工事編】					○		電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	○	○	○	○			電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	○	○	○	○			機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)	○	○					道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ(案)	○	○					道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ Ver.1	○	○					CADガイドライン	CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】					○		CAD製図基準に関する運用ガイドライン【機械設備工事編】					○		CAD製図基準に関する運用ガイドライン【建築設備工事編】					○		電子化図面データの作成運用ガイドライン(案)【電気通信設備編】(農水省版)					○		電子化図面データの作成運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】(農水省版)					○	
本書での 略称	名称	国土交通省				農林水産省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		河 道 公	港 湾 電 通	機 械 整 備	農 業	農 業 機 械	農 業 機 械																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
納品要領	土木設計業務等の電子納品要領(案)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	建築設計業務等の電子納品要領(案)			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
CAD基準	CAD製図基準	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	CAD製図基準 電気通信設備編		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	CAD製図基準 機械設備工事編			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	建築工事設計書作成基準			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	建築設備工事設計書作成基準			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
デジタル専業基準	電子化図面データの作成要領(案)	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成要領(案) 建築設備工事編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成要領(案) 地質・土質調査編	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
納品運用ガイドライン	電子納品運用ガイドライン(案)	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	電子納品運用ガイドライン(案) 電気通信設備編					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子納品運用ガイドライン(案) 機械設備工事編					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子納品運用ガイドライン(案) 建築設備工事編					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子納品運用ガイドライン(案) 地質・土質調査編	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	電子納品運用ガイドライン(案) 測量編	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ(案)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ Ver.1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	電子納品運用ガイドライン(案) 測量編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
CADガイドライン	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 電気通信設備編					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 機械設備工事編					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) 建築設備工事編					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成運用ガイドライン(案) 電気通信設備編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成運用ガイドライン(案) 機械設備工事編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
本書での 略称	名称	国土交通省				農林水産省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		河 道 公	港 湾 電 通	機 械 整 備	農 業	農 業 機 械	農 業 機 械																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
納品要領	土木設計業務等の電子納品要領	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	建築設計業務等の電子納品要領			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
CAD基準	CAD製図基準	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	CAD製図基準 電気通信設備編		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	CAD製図基準 機械設備工事編			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	建築工事設計書作成基準			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	建築設備工事設計書作成基準			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
デジタル専業基準	電子化図面データの作成要領(案)	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成要領(案) 建築設備工事編(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成要領(案) 地質・土質調査編	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
納品運用ガイドライン	電子納品運用ガイドライン【業務編】	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(資料編)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(資料編)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	電子納品運用ガイドライン【電気通信設備編】					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子納品運用ガイドライン【機械設備工事編】					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ(案)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	道路中心線データ交換標準(案) 基本道路中心線データ Ver.1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
CADガイドライン	CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン【機械設備工事編】					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン【建築設備工事編】					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成運用ガイドライン(案)【電気通信設備編】(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	電子化図面データの作成運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】(農水省版)					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1-4-1 各事業の要領・基準等の体系	3	図 1-1 手引き【業務編】の上位に位置する規定類の関係	3	図 1-1 手引き【業務編】の上位に位置する規定類の関係	・最新のガイドラインに変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									


項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
1-4-1 各事業の要領・基準等の体系	3	図 1-2 電子納品に係わる規定類の関係 	3	図 1-2 電子納品に係わる規定類の関係 	・ICONの追加
1-4-1 各事業の要領・基準等の体系	4	(4) 「測量成果電子納品要領(案)」 (7) 電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	4	(4) 「測量成果電子納品要領」 (7) 電子納品運用ガイドライン【測量編】	・最新のガイドラインに変更
1-5 問い合わせ先	5	(2) 電子納品ヘルプデスク 農業： https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/4574.html	5	(2) 電子納品ヘルプデスク 農業： http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html	・URLの変更
2 電子納品の流れ	6	図 2-1 電子納品全体の流れ 	図 2-1 電子納品全体の流れ 	・表記の変更(電子媒体)	

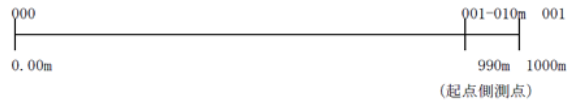

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
3-1 フォルダ・ファイル構成	7	図 3-1 CD-R又はDVD-Rに格納される電子成果品のイメージ 	7	図 3-1 電子媒体 に格納される電子成果品のイメージ 	・ICONの追加
旧)3-4-2 設計図面のオリジナルファイル 新)3-5-2 設計図面のオリジナルファイル	17	図面ファイル(SXF(P21))の元となるオリジナルファイルは、電子納品することを妨げません。	17	図面ファイル(SXF(P21))の元となるオリジナルファイルの 電子納品をする必要はありません 。	・図面ファイルの納品方法変更
3-4-2 設計図面のオリジナルファイル	17	(1) オリジナルファイルの提出 オリジナルファイルは電子納品対象外であるため、電子納品を求める場合には、業務着手時に受発注者間で協議を行い納品の有無を決定します。その際、発注者はオリジナルファイルの提出により電子納品媒体が複数枚に及ぶ場合など、本来の電子成果品の作成に支障が無いよう配慮してください。 (2) オリジナルファイルのファイル形式と命名規則 オリジナルファイルのファイル形式は、受注者が使用するソフトウェアのファイル形式とします。 オリジナルファイルのファイル名は、納品するSXF(P21)ファイルと同じとし、図面の記載内容に相違がないように注意します。 (3) オリジナルファイルの格納場所 北海道開発局の運用として、オリジナルファイルのデータ格納場所は図9 10に示すとおりとします。 ここで、業務管理ファイル(INDEX_D.XML等)には「DRAWING/OTHRs」のフォルダ名を記述しないことに注意してください。 また、オリジナルファイルに対する図面管理ファイル(DRAWING.XML)は作成しません。		・設計図面のオリジナルファイルの提出方法変更	

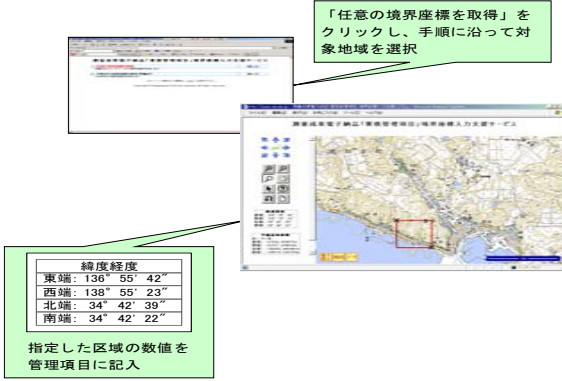

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由																												
	項	内容	項	内容																													
旧)3-4-3 大容量データに関する留意事項 新)3-5-3 大容量データに関する留意事項	18		17	図面ファイル(SXF(P21))の容量が大きくなる場合は、SXF(P21)形式のZIPによる圧縮形式であるP2Z形式で納品することができます。ただし、港湾、農業、農電通、農機械においては、SXF(P21)形式を圧縮したSXF(P2Z)形式の利用は対象外となります。また、各図面種類における大容量データの留意事項は、下記の通りです。	・P2Z形式の追加																												
旧)3-4-3 大容量データに関する留意事項 新)3-5-3 大容量データに関する留意事項	18	表 3-9 大容量データに関する留意事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面種類</th> <th>問題点</th> <th>対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">位置図や平面図など</td> <td>紙の地形図をスキャナーなどで読み取った後、線分化した際、曲線などがショートベクトルとなり要素数が増加してしまう。</td> <td>当画は、データ修正の必要性がない住宅図などの地形データに関しては、ラスターデータのまま1レイヤに分類して使用するなどして、容量の軽減を図ります。</td> </tr> <tr> <td>平面図データを複数枚貼り合わせて、1枚の図面としているため、大容量化してしまう。</td> <td>複数枚の貼り合わせによる作成は、おこなわないでください。</td> </tr> <tr> <td>柱状図を利用する図面など</td> <td>柱状図のデータをCADに貼り付ける際、ハッチング部分に多数の要素が書き込まれており、1図面に多数の柱状図データを貼り付けると大容量化してしまう。</td> <td>ラスターデータに変換して対応することができます。SXFVer.2では、1枚の図面に複数枚のラスターデータを貼ることができませんので、受発注者協議によりSXF(SFC)形式を利用する等により容量の軽減を図ります。(SXFVer.3では、9枚までラスターデータを貼ることができます。)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>上記の対応を行っても、1枚のCAD図面SXF(P21)のファイルサイズが30MBを越えてしまう。</td> <td>ファイルサイズを軽減できるSXF(SFC)形式で納品することができます。</td> </tr> </tbody> </table>	図面種類	問題点	対応策	位置図や平面図など	紙の地形図をスキャナーなどで読み取った後、線分化した際、曲線などがショートベクトルとなり要素数が増加してしまう。	当画は、データ修正の必要性がない住宅図などの地形データに関しては、ラスターデータのまま1レイヤに分類して使用するなどして、容量の軽減を図ります。	平面図データを複数枚貼り合わせて、1枚の図面としているため、大容量化してしまう。	複数枚の貼り合わせによる作成は、おこなわないでください。	柱状図を利用する図面など	柱状図のデータをCADに貼り付ける際、ハッチング部分に多数の要素が書き込まれており、1図面に多数の柱状図データを貼り付けると大容量化してしまう。	ラスターデータに変換して対応することができます。SXFVer.2では、1枚の図面に複数枚のラスターデータを貼ることができませんので、受発注者協議によりSXF(SFC)形式を利用する等により容量の軽減を図ります。(SXFVer.3では、9枚までラスターデータを貼ることができます。)	-	上記の対応を行っても、1枚のCAD図面SXF(P21)のファイルサイズが30MBを越えてしまう。	ファイルサイズを軽減できるSXF(SFC)形式で納品することができます。	17	表 3-9 大容量データに関する留意事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面種類</th> <th>問題点</th> <th>対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">位置図や平面図など</td> <td>紙の地形図をスキャナーなどで読み取った後、線分化した際、曲線などがショートベクトルとなり要素数が増加してしまう。</td> <td>当画は、データ修正の必要性がない住宅図などの地形データに関しては、ラスターデータのまま1レイヤに分類して使用するなどして、容量の軽減を図ります。</td> </tr> <tr> <td>平面図データを複数枚貼り合わせて、1枚の図面としているため、大容量化してしまう。</td> <td>複数枚の貼り合わせによる作成は、おこなわないでください。</td> </tr> <tr> <td>柱状図を利用する図面など</td> <td>柱状図のデータをCADに貼り付ける際、ハッチング部分に多数の要素が書き込まれており、1図面に多数の柱状図データを貼り付けると大容量化してしまう。</td> <td>ラスターデータに変換して対応することができます。SXFVer.2では、1枚の図面に複数枚のラスターデータを貼ることができませんので、受発注者協議によりSXF(SFC)形式を利用する等により容量の軽減を図ります。(SXFVer.3では、9枚までラスターデータを貼ることができます。)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>上記の対応を行っても、1枚のCAD図面SXF(P21)のファイルサイズが30MBを越えてしまう。</td> <td>ファイルサイズを軽減できるSXF(SFC)形式で納品することができます。 ファイルをSXF(P2Z)形式に圧縮して納品することができます。</td> </tr> </tbody> </table>	図面種類	問題点	対応策	位置図や平面図など	紙の地形図をスキャナーなどで読み取った後、線分化した際、曲線などがショートベクトルとなり要素数が増加してしまう。	当画は、データ修正の必要性がない住宅図などの地形データに関しては、ラスターデータのまま1レイヤに分類して使用するなどして、容量の軽減を図ります。	平面図データを複数枚貼り合わせて、1枚の図面としているため、大容量化してしまう。	複数枚の貼り合わせによる作成は、おこなわないでください。	柱状図を利用する図面など	柱状図のデータをCADに貼り付ける際、ハッチング部分に多数の要素が書き込まれており、1図面に多数の柱状図データを貼り付けると大容量化してしまう。	ラスターデータに変換して対応することができます。SXFVer.2では、1枚の図面に複数枚のラスターデータを貼ることができませんので、受発注者協議によりSXF(SFC)形式を利用する等により容量の軽減を図ります。(SXFVer.3では、9枚までラスターデータを貼ることができます。)	-	上記の対応を行っても、1枚のCAD図面SXF(P21)のファイルサイズが30MBを越えてしまう。	ファイルサイズを軽減できるSXF(SFC)形式で納品することができます。 ファイルをSXF(P2Z)形式に圧縮して納品することができます。	・P2Z形式の追加
図面種類	問題点	対応策																															
位置図や平面図など	紙の地形図をスキャナーなどで読み取った後、線分化した際、曲線などがショートベクトルとなり要素数が増加してしまう。	当画は、データ修正の必要性がない住宅図などの地形データに関しては、ラスターデータのまま1レイヤに分類して使用するなどして、容量の軽減を図ります。																															
	平面図データを複数枚貼り合わせて、1枚の図面としているため、大容量化してしまう。	複数枚の貼り合わせによる作成は、おこなわないでください。																															
柱状図を利用する図面など	柱状図のデータをCADに貼り付ける際、ハッチング部分に多数の要素が書き込まれており、1図面に多数の柱状図データを貼り付けると大容量化してしまう。	ラスターデータに変換して対応することができます。SXFVer.2では、1枚の図面に複数枚のラスターデータを貼ることができませんので、受発注者協議によりSXF(SFC)形式を利用する等により容量の軽減を図ります。(SXFVer.3では、9枚までラスターデータを貼ることができます。)																															
-	上記の対応を行っても、1枚のCAD図面SXF(P21)のファイルサイズが30MBを越えてしまう。	ファイルサイズを軽減できるSXF(SFC)形式で納品することができます。																															
図面種類	問題点	対応策																															
位置図や平面図など	紙の地形図をスキャナーなどで読み取った後、線分化した際、曲線などがショートベクトルとなり要素数が増加してしまう。	当画は、データ修正の必要性がない住宅図などの地形データに関しては、ラスターデータのまま1レイヤに分類して使用するなどして、容量の軽減を図ります。																															
	平面図データを複数枚貼り合わせて、1枚の図面としているため、大容量化してしまう。	複数枚の貼り合わせによる作成は、おこなわないでください。																															
柱状図を利用する図面など	柱状図のデータをCADに貼り付ける際、ハッチング部分に多数の要素が書き込まれており、1図面に多数の柱状図データを貼り付けると大容量化してしまう。	ラスターデータに変換して対応することができます。SXFVer.2では、1枚の図面に複数枚のラスターデータを貼ることができませんので、受発注者協議によりSXF(SFC)形式を利用する等により容量の軽減を図ります。(SXFVer.3では、9枚までラスターデータを貼ることができます。)																															
-	上記の対応を行っても、1枚のCAD図面SXF(P21)のファイルサイズが30MBを越えてしまう。	ファイルサイズを軽減できるSXF(SFC)形式で納品することができます。 ファイルをSXF(P2Z)形式に圧縮して納品することができます。																															
旧)3-4-3 大容量データに関する留意事項 新)3-5-3 大容量データに関する留意事項	19	(1)SXF Ver.2.0の場合 ■CADデータ交換フォーマット(SXF)のラスターデータ交換仕様(CADデータ交換標準小委員会) URL: http://www.cals.jacic.or.jp/cad/developer/Doc/rasterR12.pdf SXFのラスターデータ交換仕様は、以下のように定義されています。 (1) データ形式:TIFF G4 stripped形式 (2) 色数:モノクロ(白黒の2値) (3) ドット上限:A0 400dpi(主方向13,000ドット) (4) 拡張子:tif (5) 1ファイルには1つのラスターデータのみ存在するものとする。 (6) ビット配列は主方向から副方向へ時計周りに90°とする。 (2)SXF Ver.3.0の場合 ■SXF Ver.3.X 実装規約(第三版)(CADデータ交換標準小委員会) URL: http://www.cals.jacic.or.jp/cad/developer/download/051202_SXFV300Kiyaku.pdf SXFで使用する画像ファイルは以下の2種類と定義されています。 ・TIFF G4 stripped形式 モノクロ2値 ドット上限:A0 400dpi(主方向 13,000ドット) ・JPEG	18	また、SXF(P2Z)形式のデータ構成例は、図3-7の通りとなります。 図 3-7 SXF(P2Z)形式のデータ構成例 	・CAD製図基準と整合																												

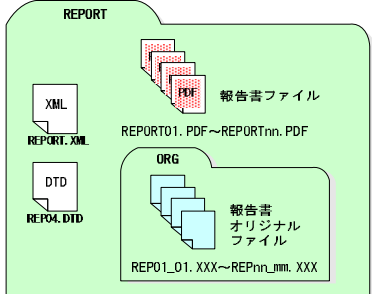
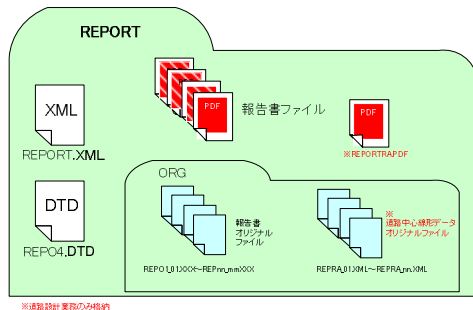
項目(番号は改訂前)	旧		新		理由																								
	項	内容	項	内容																									
5-1 貸与資料の確認	21	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) ～「第2編 業務編、5.2.1.測量調査成果の利用」 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)機械設備工事編 ～「第2編 業務編、4.2.1.測量調査成果の利用」 (電通)電子納品運用ガイドライン(案)電気通信設備編 ～「第2章 CADに関する事項、3-2 調査段階におけるCADデータ利用」	20	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン ～「第2編 業務編、5.2.1.測量調査成果の利用」 (電通)CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】 ～「第2編 電気通信設備業務編、5.2.1.測量調査成果の利用」 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン機械設備工事編 ～「第2編 業務編、5.2.1.測量調査成果の利用」	・最新のガイドラインに変更																								
6-1-3 格納するデータの拡張子	22	格納するデータファイルの拡張子が4字以上となる場合は協議の上、下記の対応から選択してください。 ・3字の拡張子に変換し格納 ・受発注者で圧縮ファイル形式から協議したうえで圧縮ファイルに変換し、格納	21	格納するデータファイルのオリジナルデータの拡張子が4字以上となる場合でもそのまま納品することができます。ただし、港湾、農業、農電通、農機械においては、拡張子は3文字としてください。	・拡張子変更																								
8 電子的な書類交換・共有	26	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)機械設備工事編 (電通)電子納品運用ガイドライン(案)電気通信設備編	25	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン (電通)CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備業務編】 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン機械設備工事編	・最新のガイドラインに変更																								
8 電子的な書類交換・共有	26	表 8-1 書類の交換方法と特徴 <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の交換方法</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メール利用</td> <td>・利用環境の構築が容易 ・電子メールのための特別な講習会は不要</td> <td>・インターネット接続環境が必要 ・データ管理は原則、個人 ・データが届かなかつたり、内容が適切に送れない場合有り</td> </tr> <tr> <td>情報共有システム利用</td> <td>・原本性の確保が比較的容易 ・的確な情報管理が可能 ・電子媒体作成が容易</td> <td>・インターネット接続環境が必要 ・サーバ利用方法の習得が必要</td> </tr> <tr> <td>電子媒体(CD-R、DVD-R等)利用</td> <td>・通信環境に影響されない交換が可能 ・電子媒体作成が容易</td> <td>・持参、郵送に人手・費用が必要 ・データ管理は原則、個人 ・電子媒体またはその交換記録の管理が必要</td> </tr> </tbody> </table>	書類の交換方法	メリット	デメリット	電子メール利用	・利用環境の構築が容易 ・電子メールのための特別な講習会は不要	・インターネット接続環境が必要 ・データ管理は原則、個人 ・データが届かなかつたり、内容が適切に送れない場合有り	情報共有システム利用	・原本性の確保が比較的容易 ・的確な情報管理が可能 ・電子媒体作成が容易	・インターネット接続環境が必要 ・サーバ利用方法の習得が必要	電子媒体(CD-R、DVD-R等)利用	・通信環境に影響されない交換が可能 ・電子媒体作成が容易	・持参、郵送に人手・費用が必要 ・データ管理は原則、個人 ・電子媒体またはその交換記録の管理が必要	25	表 8-1 書類の交換方法と特徴 <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の交換方法</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メール利用</td> <td>・利用環境の構築が容易 ・電子メールのための特別な講習会は不要</td> <td>・インターネット接続環境が必要 ・データ管理は原則、個人 ・データが届かなかつたり、内容が適切に送れない場合有り</td> </tr> <tr> <td>情報共有システム利用</td> <td>・原本性の確保が比較的容易 ・的確な情報管理が可能 ・電子媒体作成が容易</td> <td>・インターネット接続環境が必要 ・サーバ利用方法の習得が必要</td> </tr> <tr> <td>電子媒体(CD-R、DVD-R、BD-R等)利用</td> <td>・通信環境に影響されない交換が可能 ・電子媒体作成が容易</td> <td>・持参、郵送に人手・費用が必要 ・データ管理は原則、個人 ・電子媒体またはその交換記録の管理が必要</td> </tr> </tbody> </table>	書類の交換方法	メリット	デメリット	電子メール利用	・利用環境の構築が容易 ・電子メールのための特別な講習会は不要	・インターネット接続環境が必要 ・データ管理は原則、個人 ・データが届かなかつたり、内容が適切に送れない場合有り	情報共有システム利用	・原本性の確保が比較的容易 ・的確な情報管理が可能 ・電子媒体作成が容易	・インターネット接続環境が必要 ・サーバ利用方法の習得が必要	電子媒体(CD-R、DVD-R、BD-R等)利用	・通信環境に影響されない交換が可能 ・電子媒体作成が容易	・持参、郵送に人手・費用が必要 ・データ管理は原則、個人 ・電子媒体またはその交換記録の管理が必要	・BD-Rの追加
書類の交換方法	メリット	デメリット																											
電子メール利用	・利用環境の構築が容易 ・電子メールのための特別な講習会は不要	・インターネット接続環境が必要 ・データ管理は原則、個人 ・データが届かなかつたり、内容が適切に送れない場合有り																											
情報共有システム利用	・原本性の確保が比較的容易 ・的確な情報管理が可能 ・電子媒体作成が容易	・インターネット接続環境が必要 ・サーバ利用方法の習得が必要																											
電子媒体(CD-R、DVD-R等)利用	・通信環境に影響されない交換が可能 ・電子媒体作成が容易	・持参、郵送に人手・費用が必要 ・データ管理は原則、個人 ・電子媒体またはその交換記録の管理が必要																											
書類の交換方法	メリット	デメリット																											
電子メール利用	・利用環境の構築が容易 ・電子メールのための特別な講習会は不要	・インターネット接続環境が必要 ・データ管理は原則、個人 ・データが届かなかつたり、内容が適切に送れない場合有り																											
情報共有システム利用	・原本性の確保が比較的容易 ・的確な情報管理が可能 ・電子媒体作成が容易	・インターネット接続環境が必要 ・サーバ利用方法の習得が必要																											
電子媒体(CD-R、DVD-R、BD-R等)利用	・通信環境に影響されない交換が可能 ・電子媒体作成が容易	・持参、郵送に人手・費用が必要 ・データ管理は原則、個人 ・電子媒体またはその交換記録の管理が必要																											
8-1 電子メール利用の場合	28	【北海道開発局運用】 ・データ量が多くネットワーク上での提出が非効率な場合は、別途電子媒体(CD-R、DVD-Rなど)を利用して提出します。	27	【北海道開発局運用】 ・データ量が多くネットワーク上での提出が非効率な場合は、別途電子媒体(CD-R、DVD-R、協議によりBD-Rなど)を利用して提出します。	・BD-Rの追加																								
8-2 情報共有システム利用の場合	30	情報共有システムの利用については、【発展編】※を参照してください。なお、情報共有システムの機能要件については、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.3.0)」(国土交通省)を参照してください。 ※「電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」の【発展編】を示します。	29	情報を電子的に受発注者双方で交換・共有し、業務の効率化を図る場合は、土木工事の情報共有システム活用ガイドラインを参照し、運用することとします。	・工事ガイドライン【発展編】は土木工事の情報共有システム活用ガイドラインへ移行																								

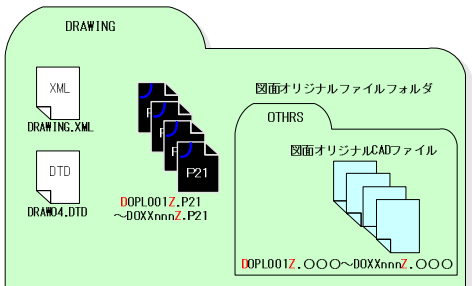
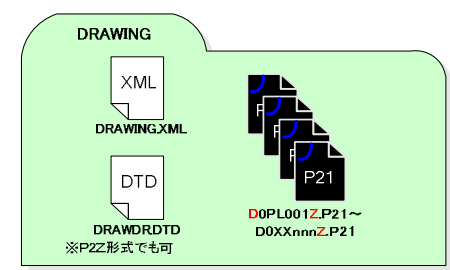
項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
9-1 作業の流れ	31	受注者が電子成果品を作成し、発注者へ提出するまでの流れを図9-1に例示します。 受注者は、CD-R又はDVD-Rに格納する前に、作業フォルダをハードディスク上に作成し、作業を行います。	30	受注者が電子成果品を作成し、発注者へ提出するまでの流れを図9-1に例示します。 受注者は、 電子媒体(CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)) に格納する前に、作業フォルダをハードディスク上に作成し、作業を行います。	・BD-Rの追加
9-1 作業の流れ	31	<p>図 9-1 電子成果品作成から電子媒体提出までの流れ</p> <p>《農林水産省のみ》 電子納品成果物のチェック結果</p>	30	<p>図 9-1 電子成果品作成から電子媒体提出までの流れ</p> <p>※電子媒体(CD-R、DVD-R、(協議によりBD-R))</p> <p>《農林水産省のみ》 電子納品成果物のチェック結果</p>	・表記名の変更・追加(電子媒体)

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
旧)9-2-2 TECRIS及びAGRISと共通する項目の記入について 新)9-2-2 各コード類に関する項目の記入について	33	<p>業務管理ファイルのTECRISに関する項目の記入については、国土交通省「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」Webサイトの「TECRISに関する資料」を参照し記入します。 http://www.cals-ed.go.jp/calsec/tecris.htm</p> <p>なお、TECRIS入力システムのバージョンは、「TECRIS(テクリス)/測量調査設計業務実績情報サービス」Webサイトの「入力システムについて」を参照してください。 http://www.ct.jacic.or.jp/tecris/input01.html</p> <p>例えば、「TECRIS入力システムVer.4.0」の場合は、「4.0」と入力してください。</p>  <p>図 9-3 TECRISに関する資料のページ</p>	32	<p>各コード類に関する項目の記入については、電子納品Webサイトを参照して記入します。 http://www.cals-ed.go.jp/crj_otherdoc/</p>	・コード記入に関する表現の変更
9-2-3 受注者コードの取扱い	33	<p>業務管理項目の「受注者コード」には、TECRISセンターから通知されたコードを記入してください。 農水省版の場合は、AGRISセンターから通知されたコードを記入してください。</p>	32	<p>業務管理項目の「受注者コード」には、コリンズ・テクリスセンターから通知された企業IDを記入してください。</p>	・名称変更

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
9-2-4 測点情報、距離標情報の記入について	34	<p>業務管理項目の「測点情報」「距離標情報」については、“n+m”の形式とします。マイナス数値の場合でも、n,mそれぞれの情報はプラス数値に換算したものを記入してください(記入例-1参照)。 マイナス数値で管理する必要がある場合は、「測点情報」「距離標情報」には、プラス数値で記入可能な直近の値を記入し、業務管理項目の「予備」に正しい情報を記入してください(記入例-2参照)。</p> <p>(記入例-1)「起点側測点」が“001 - 010”の場合 「起点側測点-n」: 0 「起点側測点-m」: 990</p>  <p>(記入例-2)「起点側測点」が“000 - 100”の場合 「起点側測点-n」: 0 「起点側測点-m」: 0 「予備」: 正しい起点側測点は、000 - 100である。</p>  <p>※マイナス数値は、0になります。 ※「測点情報」の“n”は4桁、“m”は3桁、「距離標情報」の“n”と“m”は3桁です。</p>	32	業務管理項目の対象水系路線コードは、テクリスの入力対象ではないことから記入する必要はありません。	・水系路線コードの入力が不要となったことの説明追加
9-2-5 境界座標の記入について	34	<p>「境界座標」の測地系は、世界測地系(日本測地系2000)に準拠します。境界座標を入手する方法としては、国土地理院Webサイトのサービスを利用する方法があります。 境界座標を取得する画面で、図面管理ファイルの管理項目である平面直角座標の値の取得ができます。</p> <p>「測量成果電子納品」業務管理項目「境界座標入力支援サービス」ホームページ http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html 境界座標を取得する方法は次のとおりです。</p>	33	<p>「境界座標」は、世界測地系(JGD2011)に準拠します。ただし、境界座標をJGD2000の測地系で取得した場合には、JGD2011の座標に変換する必要はありません。境界座標を入手する方法としては、国土地理院Webサイトの以下のサービスを利用する方法があります。 「測量成果電子納品」業務管理項目「境界座標入力支援サービス」を利用して境界座標を取得できます。</p> <p>http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html</p> <p>境界座標を取得する方法は次のとおりです。</p>	・世界測地形(JGD2011)への変更に伴う解説 ・URL変更

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
9-2-5 境界座標の記入について	35	<p>図 9-4 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p> 	33	<p>図 9-3 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p> <p>測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p> <p>最初に開く地図は、以下のいずれかの方法を使って指定できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 県名・市町村名から検索する 2. 地図を使って検索する 	<p>・システムの変更に伴う図面の差し替え</p>
9-2-5 境界座標の記入について	35	境界座標情報は、電子地図上での検索を目的として規定しています。業務対象が離れた地点に数箇所点状する場合または広域の場合は、受発注者間で協議し、[場所情報]を業務範囲全体とするか代表地点とするか決定してください。一般的には、業務範囲を包括する外側境界で境界座標をとることが望ましいです。	33	境界座標情報は、電子地図上での検索を目的として規定しています。業務対象が離れた地点に数箇所点状する場合または広域の場合は、受発注者間で協議し、[場所情報]を業務範囲全体とするか代表地点とするか決定してください。一般的には、業務範囲を包括する外側境界で境界座標をとることが望ましいです。 ただし、港湾、農業、農電通、農機械においては、「境界座標」は、世界測地系(JGD2011)に準拠せず、JGD2000の測地系で取得してください。	<p>・世界測地系(JGD2011)への変更に伴う対応</p>
9-2-7 発注機関コード			34	業務管理項目の「発注機関コード」には、発注者が定める発注機関コードを記入してください。なお、発注機関コードを含む各コード類に関する項目の記入については、電子納品Webサイトを参照して記入してください。また、港湾においても下記の電子納品Webサイトを参照しますが、「平成28年3月版」でなく「旧版」を参照してください。 http://www.cals-ed.go.jp/h2803_code/ 農業、農電通、農機械が該当するAGRISに関する項目の記入については、下記のwebサイト(北海道開発局CALS/ECの電子納品「手引き」)の「案件番号一覧【農林水産省】」を参照してください。 http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/cals_ec/excel_files/code_nou.pdf	<p>・手引き【工事編】との整合</p>
9-2-7 報告書ファイルの作成	37	(6) 打合せ協議簿 打合せ協議簿(指示、承諾、協議、提出、報告、通知書)は、報告書本文の末尾に追加し、報告書ファイルの一部として電子成果品を作成します。	35	(6) 打合せ協議簿 打合せ簿は、1つの報告書ファイルとして電子成果品を作成します。	<p>・一般的な手順に変更</p>

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
9-2-10 報告書フォルダ(REPORT)の格納イメージ	39	図 9-6 報告書フォルダ(REPORT)の格納イメージ(河道公) 	37	図 9-5 報告書フォルダ(REPORT)の格納イメージ(河道公) 	・道路中心線形データの格納を追加
9-3-1 図面ファイルの作成	42	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)機械設備工事編 ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (電通)電子納品運用ガイドライン(案)電気通信設備編 ～「第2章 CADに関する事項、3-3-3 CADデータの作成について」 「第2章 CADに関する事項、3-7 成果品の作成」 「第2章 CADに関する事項、2-2 SXFでのCADデータ納品時の留意点」 「第2章 CADに関する事項、3-8 納品されたCADデータの確認」	40	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (電通)電子納品運用ガイドライン(案)電気通信設備編 ～「第2編 電気通信設備業務編、6.設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 電気通信設備業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 電気通信設備業務編、6.3. CADデータの確認」 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン機械設備工事編 ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」	・最新のガイドラインに変更
9-3-1 図面ファイルの作成	42	(1) ファイル形式 電子納品するCADデータのファイル形式は、SXF(P21)形式とします。 官庁営繕においては図面オリジナルファイルも電子納品します。	41	(1) ファイル形式 電子納品するCADデータのファイル形式は、SXF(P21)形式又はSXF(P22)形式とします。官庁営繕においては図面オリジナルファイルも電子納品します。 ただし、農業、農電通、農機械はSXF(P21)形式とします。	・P2Z形式の追加
9-3-3 図面ファイルの命名	44	図 9-9 図面管理ファイル及びDTD、図面ファイルの命名	42	図 9-8 図面管理ファイル及びDTD、図面ファイルの命名 ※P21形式を圧縮したP2Z形式も使用可能です。	・P2Z形式の追加

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
9-3-4 図面フォルダ(DRAWING)の格納イメージ	44	図 9-10 図面フォルダ(DRAWING)の格納イメージ(河道公) 	42	図 9-9 図面フォルダ(DRAWING)の格納イメージ(河道公) 	・P2Z形式の追加
9-4 i-Construction成果【ICON】			43	i-Constructionデータのフォルダ及びファイルの格納イメージは、i-Construction関連要領等を参照してください。	・ICONの追加
旧)9-4 写真の整理【PHOTO】 新)9-5 写真の整理【PHOTO】	46	(1)デジタルカメラの設定 写真ファイルのファイル形式はJPEGとします。撮影については、事前(撮影前)にデジタルカメラの日付、撮影モード等におけるデジタルカメラの有効画素数を確認してから撮影するようにしてください。 また、デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字が判読できる程度とします。(100万画素程度※)なお、地質・土質調査におけるボーリングサンプル等のコア写真は、200万画素以上※が必要となります。	43	(1)デジタルカメラの設定 写真ファイルのファイル形式はJPEGとします。撮影については、事前(撮影前)にデジタルカメラの日付、撮影モード等におけるデジタルカメラの有効画素数を確認してから撮影するようにしてください。 なお、デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字が判読できる100～300万画素程度(1,200×900程度～2,000×1,500程度)とします。また、地質・土質調査におけるボーリングサンプル等のコア写真は、200万画素以上が必要となります。	・写真管理基準との整合
旧)9-7-1 その他の電子データの格納 新)9-8-1 その他の電子データの格納	63	北海道開発局の運用として、以下に示すその他の成果品の電子データは、受発注者間で協議のうえ、CD-R又はDVD-Rのルート直下に「OTHERS」フォルダを設けて格納します。	61	北海道開発局の運用として、以下に示すその他の成果品の電子データは、受発注者間で協議のうえ、電子媒体のルート直下に「OTHERS」フォルダを設けて格納します。	・表記の変更(電子媒体)

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
旧)9-8-1 一般事項 新)9-9-1 一般事項	64	<p>受注者は、ハードディスク上で整理した電子成果品を、発注者へ提出するためにCD-R又はDVD-R*に格納します。 電子納品対象の成果を納品要領に準拠して作成するには、市販のソフトウェアを利用することが効率的です。</p> <p>電子媒体作成での留意事項は、次のとおりです。 ア) ハードディスク上でCD-R又はDVD-Rへの格納イメージどおりに電子成果品が整理されていることを確認すること。 イ) CADデータをOCF検定に合格している市販のソフトウェア(無償ビューソフト含む)で表示し、目視により内容を確認すること。 ウ) CD-R又はDVD-Rへの書き込み前の電子成果品及び書き込み後の電子媒体についてウイルスチェックを行うこと。 エ) CD-R又はDVD-Rへの書き込み前の電子成果品及び書き込み後の電子媒体について電子納品チェックシステムを実施しエラーがないことを確認すること。 オ) CD-R又はDVD-Rへの書き込みを追記ができない形式で行うこと。</p>	62	<p>受注者は、ハードディスク上で整理した電子成果品を、原則としてCD-R又はDVD-R協議によりBD-Rに格納します。 また、使用する電子媒体は、基本的にCD-RまたはDVD-Rとします。 CD-Rの容量に関する規定は特にありませんが、通常流通していない媒体(650MB、700MB以外の媒体)を使用する場合は、使用の是非を監督職員と受注者の協議により決定してください。また、データが大容量となる場合には、発注者と受注者の協議によりブルーレイ(BD-R)を使用することも可能です。 なお、CD-Rのフォーマットの形式は、Jolietとし、DVD-Rのフォーマットの形式はUDF(UDF Bridge)、BD-Rのフォーマットの形式はUDF 2.6とします。 ただし農業、農電通、農機械はBD-Rに格納することは出来ません。 電子納品対象の成果の作成には、市販のソフトウェアを利用すること効率的です。</p> <p>電子媒体作成での留意事項は、次のとおりです。 ア)ハードディスク上で電子媒体への格納イメージどおりに電子成果品が整理されていることを確認すること。 イ)CADデータをOCF検定に合格している市販のソフトウェア(無償ビューソフト含む)で表示し、目視により内容を確認すること。 ウ)電子媒体への書き込み前の電子成果品及び書き込み後の電子媒体についてウイルスチェックを行うこと。 エ)電子媒体への書き込み前の電子成果品及び書き込み後の電子媒体について電子納品チェックシステムを実施しエラーがないことを確認すること。 オ)電子媒体への書き込みを追記ができない形式で行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・BD-Rの追加 ・拡張子変更
旧)9-8-1 一般事項 新)9-9-1 一般事項	64	電子媒体への署名については、CD-R又はDVD-Rの表面に傷が付き読み込み不可能となる可能性があるため、油性フェルトペンにて記述します。	63	電子媒体への署名は、CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)の表面に傷が付き読み込み不可能となる可能性があるため、油性フェルトペンにて記述します。	・BD-Rの追加
旧)9-8-2 電子成果品のチェック 新)9-9-2 電子成果品のチェック	65	(1) 電子納品チェックシステム等を用いた電子成果品のチェック 受注者は、作成した電子成果品をCD-R又はDVD-Rへ格納する前に、納品要領等に沿って作成されていることを、最新の「電子納品チェックシステム」等を利用してチェックします。	63	(1) 電子納品チェックシステム等を用いた電子成果品のチェック 受注者は、作成した電子成果品をCD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)へ格納する前に、納品要領等に沿って作成されていることを、最新の「電子納品チェックシステム」等を利用してチェックします。	・BD-Rの追加

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由								
	項	内容	項	内容									
9-8-2 電子成果品のチェック	66	<p>図 9-19 電子納品チェックシステム等を用いた電子成果品のチェック</p> <p>「電子納品チェックシステム」等は、下記のWebサイトからダウンロードします。その際、適用するバージョンを確認します。</p> <table border="1"> <tr><td>河道公</td><td>http://www.cals-ed.go.jp/fdc_download/</td></tr> <tr><td>港</td><td>http://www.yak.milim.go.jp/cals/index.htm</td></tr> <tr><td>農業</td><td>http://www.naff.go.jp/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html</td></tr> <tr><td>農電通</td><td>http://www.wlit.go.jp/eobuild/eobuild_cals_sysv9.html</td></tr> </table> <p>電子納品チェックシステム等を右のWebサイトから入手します。</p> <p>ダウンロード</p> <p>XML REPORT DRAWING PHOTO SURVEY BORING DTD INDE_D04.DTD</p> <p>電子納品チェックシステム前によるチェック</p> <p>チェックシステムでは、次に内容のチェックを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイル名 管理項目 管理ファイル (XML) PDFファイル CADファイルのレイヤ名 <p>※登録における「電子成果品作成業務・検査システム」では管理ファイルに関する項目のチェックを行います。</p> <p>※農業における「電子納品チェックシステム」では、値、単位、文字等のチェックもを行います。</p> <p>チェック結果画面にエラーを表示された場合、メッセージを確認して該当箇所を</p> <p>エラー表示の種</p> <p>※フォルダ構成、画面イメージは河道公の例</p>	河道公	http://www.cals-ed.go.jp/fdc_download/	港	http://www.yak.milim.go.jp/cals/index.htm	農業	http://www.naff.go.jp/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html	農電通	http://www.wlit.go.jp/eobuild/eobuild_cals_sysv9.html			・図の削除
河道公	http://www.cals-ed.go.jp/fdc_download/												
港	http://www.yak.milim.go.jp/cals/index.htm												
農業	http://www.naff.go.jp/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html												
農電通	http://www.wlit.go.jp/eobuild/eobuild_cals_sysv9.html												
旧)9-8-3 CD-R又はDVD-Rへの格納 新)9-9-3 電子媒体への格納	68	<p>受注者は、電子成果品をチェックした結果、エラーが無いことを確認した後、CD-R又はDVD-Rに格納します。</p> <p>CD-R又はDVD-Rへの格納は、CD-R・DVD-R書き込みソフト等を利用し、データを追記できない方式で書き込みます。</p> <p>なお、CD-Rのフォーマットの形式は、ISO9660(レベル1)とします。</p> <p>DVD-Rを利用する際のファイルシステムの論理フォーマットはUDF (UDF Bridge)とします。</p>	65	<p>受注者は、電子成果品にエラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納します。使用する電子媒体は、基本的にCD-RまたはDVD-Rとします。CD-Rの容量に関する規定は特にありませんが、通常流通していない媒体(650MB、700MB以外の媒体)を使用する場合は、使用の是非を監督職員と受注者の協議により決定してください。</p> <p>また、データが大容量となる場合には、発注者と受注者の協議によりBD-Rを使用することも可能です。</p> <p>電子媒体への格納は、書き込みソフト等を利用し、データを追記できない方式で書き込みます。</p> <p>なお、CD-Rのフォーマットの形式は、Jolietとし、DVD-Rのフォーマットの形式はUDF (UDF Bridge)、BD-Rのフォーマットの形式はUDF 2.6とします。</p> <p>ただし、農業、農電通、農機械は、BD-Rに格納することはできません。</p>	<p>・BD-Rの追加</p> <p>・CD-Rのフォーマット形式の変更</p>								
旧)9-8-3 CD-R又はDVD-Rへの格納 新)9-9-3 電子媒体への格納	68	<p>図 9-20 CD-R又はDVD-Rへ格納されるファイル・フォルダのイメージ(河道公・港・農業)</p> <p>XML REPORT DRAWING PHOTO SURVEY BORING DTD INDE_D04.DTD</p> <p>CD-R又はDVD-Rに格納</p>	65	<p>図 9-19 電子媒体へ格納されるファイル・フォルダのイメージ(河道公・港・農業)</p> <p>XML REPORT DRAWING PHOTO SURVEY BORING DTD INDE_D04.DTD</p> <p>電子媒体に格納</p>	・ICONの追加								

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
旧)9-8-5 電子媒体等の表記 新)9-9-5 電子媒体等の表記	69	(h)「フォーマット形式」フォーマット形式・CD-R:ISO9660(レベル1)、またはDVD-R:UDF Bridgeを明記 ※ウイルス定義年月日とは、電子媒体に対し、ウイルスチェックを行った際に使用したウイルス検出用データの発行年月日を指します。	67	(h) 河道公、電通、機械、港湾の場合は、CD-Rのフォーマットの形式は、Jolietとし、DVD-Rのフォーマットの形式はUDF(UDF Bridge)、BD-Rのフォーマットの形式はUDF 2.6 とします。	・フォーマット形式の変更 ・BD-Rの追加
旧)9-8-5 電子媒体等の表記 新)9-9-5 電子媒体等の表記	70	図 9-21 CD-R又はDVD-Rへの表記例 CD-R又はDVD-Rのラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シールによって温湿度の変化で伸縮し、CD-R又はDVD-Rが損傷することにより内容が失われてしまうことや、CDドライブに損傷を与えることがあるので使用しないで下さい。	67	図 9-20 電子媒体への表記例 CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シールによって温湿度の変化で伸縮し、CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)が損傷することにより内容が失われてしまうことや、CDドライブに損傷を与えることがあるので使用しないで下さい。	・BD-Rの追加
旧)9-8-5 電子媒体等の表記 新)9-9-5 電子媒体等の表記	70	図 9-22 CD-R又はDVD-Rケースへの表記例 電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月」を横書きで明記します。 プラスチックケースのラベルの背表紙には、次のように記載します。業務名が長く書ききれない場合は先頭から書けるところまで記入します。	67	図 9-21 電子媒体ケースへの表記例(農業、農電通、農機械) 河道公、電通、機械、港湾の場合は背表紙の記載は不要とします。 ただし農業、農電通、農機械の場合はプラスチックケースのラベルの背表紙には次のように記載します。工事名が長く書ききれない場合は先頭から書けるところまで記入します。	・電子媒体ケースの背表紙表記の規定廃止に伴う変更
旧)9-8-6 CD-R又はDVD-Rが複数枚になる場合の処置 新)9-9-6 電子媒体が複数枚になる場合の処置	71	格納するデータの容量が大きく、1枚のCD-R又はDVD-Rに納まらず複数枚になる場合は、同一の業務管理ファイル(INDEX.D.XML)を各CD-R又はDVD-Rに格納します。 この場合、基礎情報の「メディア番号」には、各CD-R又はDVD-Rに該当する番号を記入します。 各フォルダにおいても同様に、同一の管理ファイルを各CD-R又はDVD-Rに格納します。 また、業務管理ファイルの基礎情報の「メディア番号」は、ラベルに明記してある何枚目/全体枚数と整合を図ります。 CD-R又はDVD-Rが2枚になる場合の例を図 9-23に示します。	68	格納するデータの容量が大きく、1枚のCD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)に納まらず複数枚になる場合は、同一の業務管理ファイル(INDEX.D.XML)を各CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)に格納します。 この場合、基礎情報の「メディア番号」には、各CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)に該当する番号を記入します。 各フォルダにおいても同様に、同一の管理ファイルを各CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)に格納します。 また、業務管理ファイルの基礎情報の「メディア番号」は、ラベルに明記してある何枚目/全体枚数と整合を図ります。 電子媒体が2枚になる場合の例を図 9-22に示します。	・BD-Rの追加
旧)9-8-6 CD-R又はDVD-Rが複数枚になる場合の処置 新)9-9-6 電子媒体が複数枚になる場合の処置	71	図 9-23 CD-R又はDVD-Rが2枚になる場合の作成例(河道公) 	68	図 9-22 電子媒体が2枚になる場合の作成例(河道公) 	・ICONの追加

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
旧)9-8-7 電子媒体納品書 新)9-9-7 電子媒体納品書	72	<p>図 9-24 電子媒体納品書(例)</p>	69	<p>図 9-23 電子媒体納品書(例)</p>	・CD-Rの規格変更
旧)9-9-1 電子媒体の外観確認 新)9-10-1 電子媒体の外観確認	73	<p>電子媒体が正しくCD-R又はDVD-Rで納品されたか、破損が無いが、またそのラベルは正しく作成されているかを確認します。なお、問題がある場合はその内容を「納品時チェックシート」に記入します。</p>	70	<p>電子媒体が正しくCD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)で納品されたか、破損が無いが、またそのラベルは正しく作成されているかを確認します。なお、問題がある場合はその内容を「納品時チェックシート」に記入します。</p>	・BD-Rの追加
旧)9-9-4 電子成果品の内容の確認 新)9-10-4 電子成果品の内容の確認	76	<p>(1) CADデータの確認 CADデータの電子成果品は、SXF(P21)形式で納品するため、データ内容について共通するビューア(OCF検定に合格している市販のソフトウェア(無償ビューソフト含む))により確認する必要があります。</p>	73	<p>(1) CADデータの確認 CADデータの電子成果品は、SXF(P21)又はSXF(P22)形式で納品するため、データ内容について共通するビューア(OCF検定に合格している市販のソフトウェア(無償ビューソフト含む))により確認する必要があります。</p>	・P22形式の追加

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
旧)9-9-4 電子成果品の内容の確認 新)9-10-4 電子成果品の内容の確認	76	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)機械設備工事編 ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (電通)電子納品運用ガイドライン(案)電気通信設備編 ～「第2章 CADに関する事項、3-3-3 CADデータの作成について」 「第2章 CADに関する事項、3-7 成果品の作成」 「第2章 CADに関する事項、2-2 SXFでのCADデータ納品時の留意点」 「第2章 CADに関する事項、3-8 納品されたCADデータの確認」 (農業)電子化図面データ作成運用ガイドライン(案) ～「第2編 5.設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、4.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、5.4. CADデータの確認」	73	(河道公、港湾)CAD製図基準に関する運用ガイドライン ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (電通)電子納品運用ガイドライン(案)電気通信設備編 ～「第2編 電気通信設備業務編、6.設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 電気通信設備業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 電気通信設備業務編、6.3. CADデータの確認」 (機械)CAD製図基準に関する運用ガイドライン機械設備工事編 ～「第2編 業務編、6. 設計業務における電子成果品の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」 (農業)電子化図面データ作成運用ガイドライン(案) ～「第2編 6.設計業務における電子成果物の作成」 「第2編 業務編、5.3. CADデータ作成に際しての留意点」 「第1編 共通編、2.3. SXF形式に関する留意事項」 「第2編 業務編、6.3. CADデータの確認」	・最新のガイドラインに変更
10-4 検査用ソフト	78	これらのソフトウェアは原則として発注者側が用意するものとします。なお、やむを得ず受注者が用意する場合は、機器(パソコン等)を含めて用意するか、もしくは、当該ソフトのコピーが著作権を侵害しないことが明らかかな場合には、検査に先立ち、閲覧用のソフトウェアを格納した納品用のCD-R又はDVD-Rを発注担当者に提出し、閲覧及び印刷機能について確認を得るものとします。	75	これらのソフトウェアは原則として発注者側が用意するものとします。なお、やむを得ず受注者が用意する場合は、機器(パソコン等)を含めて用意するか、もしくは、当該ソフトのコピーが著作権を侵害しないことが明らかかな場合には、検査に先立ち、閲覧用のソフトウェアを格納した納品用の電子媒体を発注担当者に提出し、閲覧及び印刷機能について確認を得るものとします。	・表記の変更(電子媒体)
11-2 書類検査	80	(1) 基本的考え方 1) 受発注者協議により、効率的な検査が可能であると判断される電子成果品(CD-R又はDVD-R)の電子データについては、受注者に過度な負担をかけない範囲で、可能な限りその電子データを用いて検査を行うものとします。	77	(1) 基本的考え方 1) 受発注者協議により、効率的な検査が可能であると判断される電子成果品(CD-R又はDVD-R、協議によりBD-R)の電子データについては、受注者に過度な負担をかけない範囲で、可能な限りその電子データを用いて検査を行うものとします。	・BD-Rの追加
11-2 書類検査	80	「情報共有」環境が検討段階にある現状において、また電子成果品(CD-R又はDVD-R)の電子データの見読性・検索性向上に向けた環境整備が進められている現状においては、当面の対応として、最低限、上記の電子データについてはそのデータを用いた検査を行うものとします。	77	「情報共有」環境が検討段階にある現状において、また電子成果品(CD-R又はDVD-R、協議によりBD-R)の電子データの見読性・検索性向上に向けた環境整備が進められている現状においては、当面の対応として、最低限、上記の電子データについてはそのデータを用いた検査を行うものとします。	・BD-Rの追加

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由																														
	項	内容	項	内容																															
13-2 電子納品に必要なハード・ソフトウェア	85	<p>(1) 受発注者が必要なハードウェア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要なハードウェア</th> <th>発注者</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコン</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プリンタ(カラー)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プロッタ</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>スキャナ</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>デジタルカメラ</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プロジェクタ</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>CD-RWドライブ※</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>インターネット回線</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>バックアップ機器(サーバ、外付けハードディスク等)</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	必要なハードウェア	発注者	受注者	パソコン	○	○	プリンタ(カラー)	○	○	プロッタ	△	△	スキャナ	△	△	デジタルカメラ	△	○	プロジェクタ	○	—	CD-RWドライブ※	○	○	インターネット回線	○	○	バックアップ機器(サーバ、外付けハードディスク等)	△	△			・現状を踏まえ削除
必要なハードウェア	発注者	受注者																																	
パソコン	○	○																																	
プリンタ(カラー)	○	○																																	
プロッタ	△	△																																	
スキャナ	△	△																																	
デジタルカメラ	△	○																																	
プロジェクタ	○	—																																	
CD-RWドライブ※	○	○																																	
インターネット回線	○	○																																	
バックアップ機器(サーバ、外付けハードディスク等)	△	△																																	
13-3 電子成果品の悪い例	87		83		・ICONの追加																														
13-3 電子成果品の悪い例	90	<p>●その7</p> <ul style="list-style-type: none"> ラベル面に必要事項が記載されていません。 CD-R又はDVD-R以外での提出(CD-RW、MO)をしています。 	86	<p>●その7</p> <ul style="list-style-type: none"> ラベル面に必要事項が記載されていません。 CD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)以外での提出(CD-RW、MO)をしています。 	・BD-Rの追加																														
13-4 協議チェックシート	91	<p>各別紙(2-1・2-2)は次のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/cals_ec/index.html</p>	87	<p>協議チェックシートは、下記のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/cals_ec/standard_t.html</p>	・URLの変更																														

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
13-5 用語解説	100	SXF(エスエックスエフ、Scadec data eXchange Format) P21ファイルは国際規格であるISO10303/202に則った形式であるため、自由なデータ交換が可能となるように、描画要素に特化したフィーチャから構成されるデータ構造をもっています。SFCファイルはフィーチャコメントと呼ばれる国内だけで利用できるローカルなデータ構造を持っています。データ構造の違いからP21ファイルはSFCファイルに比べデータ容量が大きくなります。	97	SXF(エスエックスエフ、Scadec data eXchange Format) P21ファイルは国際規格であるISO10303/202に則った形式であるため、自由なデータ交換が可能となるように、描画要素に特化したフィーチャから構成されるデータ構造をもっています。SFCファイルはフィーチャコメントと呼ばれる国内だけで利用できるローカルなデータ構造を持っています。データ構造の違いからP21ファイルはSFCファイルに比べデータ容量が大きくなります。 また、P21形式のZIPによる圧縮形式であるP2Z形式、SFC形式のZIPによる圧縮形式であるSFZ形式があります。	・圧縮形式ファイル説明の追加
13-5 用語解説	100	SXFブラウザ SXF対応CADソフトによって作成されたSXF形式(P21、SFC)の図面データを表示・印刷するためのソフトウェアです。CADソフトと違い、編集の機能はありません。 国土交通省の「CALIS/EC電子納品に関する要領・基準」webサイトから、無償でダウンロードすることができます。 ただし、平成26年4月9日にSXFブラウザの提供が終了するため、SXFデータの閲覧、印刷、確認は、OCF検定に合格している市販のソフトウェア(無償ビューソフト含む)を活用します。	97	SXF ビューア等 SXF ビューア等は、SXF 表示機能及び確認機能要件書(案)(平成21年3月)に従って開発され、OCF 検定に合格したSXF 形式の図面データが閲覧可能な閲覧ソフト及びCAD ソフトです。オープンCAD フォーマット評議会のWeb サイトにあるOCF 検定認証ソフト一覧(以下のURL)で市販のSXF ビューア等が紹介されています。 http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml SXF ブラウザが2014年4月9日をもって提供を終了したことから、今後、SXF データの表示や印刷等は、SXF ビューア等を利用してください。	・SXF ブラウザの公開停止
13-5 用語解説	100	TECRIS(テクリス、Technical Consulting Records Information Service) 「測量調査設計業務実績情報サービス」の略称です。 TECRISは、コンサルタント企業等の選定において手続きの透明性・客観性、競争性をより高めつつ、技術的に信頼のおける企業を選定するための業務実績情報サービスです。(財)日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、コンサルタント企業等からの業務カルテの登録を基に業務実績情報のデータベースを構築し、各業務発注機関へ情報提供を行っています。 TECRISからの情報提供により、発注者は、建設企業及び技術者の業務実績の把握及び技術力の適正な評価を行うことができます。また、受注者にとっても、自社の業務実績情報が公共工事発注期間に届きますので、営業支援の役割を果たします。	97	テクリス(Technical Consulting Records InformationSystem) テクリスは、コンサルタント企業等の選定において手続きの透明性・客観性、競争性をより高めつつ、技術的に信頼のおける企業を選定するための業務実績情報システムです。(一財)日本建設情報総合センターが、コンサルタント企業等からの業務カルテの登録を基に業務実績情報のデータベースを構築し、各業務発注機関へ情報提供を行っています。	・テクリスに関する修正 ・財団→一般財団
13-5 用語解説			98	UDF 2.6 2.6はUDFのリビジョンです。BD-Rで採用されます。	BD-Rの追加に伴い説明追加
13-5 用語解説	103	世界測地系 日本測地系2000とは、世界測地系のうち我が国が構築した部分の名称をいいます。命名に当たっては、我が国の測地基準系であること、二千年紀の初頭に構築されたことを意識しています。	100	世界測地系 ・世界測地系(JGD2000)と世界測地系(JGD2011)世界測地系(JGD2000)とは、世界測地系のうち我が国が構築した部分の名称をいいます。命名に当たっては、我が国の測地基準系であること、二千年紀の初頭に構築されたことを意識しています。 世界測地系に移行した2002年4月から2011年10月までの日本の公式測地系でした。世界測地系(JGD2011)とは、東北地方太平洋沖地震による地殻変動で、測量法施行令が2011年10月に改正されたことに伴って命名された測地基準系の名称です。	・世界測地系(JGD2011)の用語解説の追加 ・測地系名称の変更

項目(番号は改訂前)	旧		新		理由
	項	内容	項	内容	
13-5 用語解説	105	電子媒体(メディア、記憶メディア、記憶媒体) FD、CD、DVD、ZIP等、データを記録しておくための記録媒体を指します。 CDでは、書き込み専用のメディアであるCD-R、読み込み専用のCD-ROM、データの消去ができないCD-Rに対してデータの消去を可能にし、書き換えができるCD-RW等があります。 なお、この手引き【業務編】では、電子媒体を「電子成果品を格納したCD-R又はDVD-R」を指すものとして定義しています。	101	電子媒体(メディア、記憶メディア、記憶媒体) FD、CD、DVD、ZIP、ブルーレイ等、データを記録しておくための記録媒体を指します。なお、この手引き【業務編】では、電子媒体を「電子成果品を格納したCD-R又はDVD-R(協議によりBD-R)」を指すものとして定義しています。	BD-Rの追加